

議員提出第2号議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく区長の
専決処分について

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定
により提出する。

令和8年7月21日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

高瀬三徳

えびさわ圭介

田島和雄

末安広明

松原元

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づく区長の
専決処分について

次の事項は、区長が専決処分することができる。

- 1 区が起こす訴えであって、その訴訟の目的の価額が 500 万円以下のもの
- 2 区が当事者である和解で、その目的の価額が 500 万円以下のもの
- 3 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 100 万円以下のもの
- 4 住居表示の実施及びこれに関連して行われる町名変更に伴い、区の施設若しくは事務所の位置又は所管区域等の形式的変更に関する関係条例の改正
- 5 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条又は第 3 条の規定により議会の議決を経た契約に係る当該契約金額の 100 分の 5 以内の増減及び当該契約の期間又は期限の変更。
ただし、令和 12 年 3 月 31 日までの間、当該契約金額の増減については、100 分の 10 以内とする。

なお、平成 27 年 3 月 5 日議決の「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づく区長の専決処分について」は、廃止する。

（提案理由）

区長が専決処分することができる事項として、議会の議決を経た契約の一部の変更に関する事項を加えるため、この案を提出する。